

石垣市移住・定住支援協議会設置要綱

平成 28 年 6 月 24 日

告示第 130-2 号

(設置)

第 1 条 本市において将来的に見込まれる人口減少の流れを食い止め、持続可能な地域社会を実現する観点から、本市への移住・定住に関する支援の充実を図るため、石垣市移住・定住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 移住・定住支援に関する施策の検討に関すること。
- (2) 移住・定住支援に関する関係機関の連携に関すること。
- (3) 移住・定住支援に関する施策の進捗、把握及びその評価に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、本市への移住・定住支援に関する必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元関係団体
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から平成 34 年 3 月 31 日までとする。委員の変更又は追加があった場合において、新たに就任する委員の任期についても同様とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(報酬及び費用弁償)

第 5 条 委員の報酬及び費用弁償については、石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 47 年石垣市条例第 70 号）別表に掲げる法又は条例による審議会等の委員に委嘱された者に準じて支払うものとする。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長を務める。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 会議は、委員（第 5 項の規定により代理出席した者を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、委員が欠席の場合、当該委員の代理者の出席を認めることができる。

(庁内協議会)

第7条 移住・定住支援に関し、専門の事項を調査及び検討するため、協議会とは別に石垣市移住・定住支援庁内協議会（以下「庁内協議会」という。）を設置する。

2 庁内協議会に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の石垣市移住・定住支援協議会設置要綱の規定は、平成28年6月24日から適用する。

石垣市移住・定住支援協議会委員名簿

	No.	組織名称	役職
会長	1	琉球大学	教授
副会長	2	石垣市	副市長
	3	〃	企画部長
	4	徳島大学	准教授
	5	J A おきなわ八重山地区本部	営農振興 センター長
	6	八重山漁業協同組合	参事
	7	石垣市商工会	女性部長
	8	石垣市観光交流協会	事務局長
	9	沖縄県建設業協会八重山支部	副支部長
	10	八重山公共職業安定所	統括職業指導官
	11	株式会社沖縄銀行	支店長
	12	石垣市自治公民館連絡協議会	会長
	13	八重山青年会議所	理事長
	14	一般社団法人 しまのわ	代表理事
	15	八重山地区宅地建物取引業者会	会長
	16	石垣経済新聞社	代表
	17	石垣市母子保健推進委員連絡協議会	会長
	18	公募市民	
	19	〃	
	20	〃	

(順不同)

石垣市移住・定住支援庁内協議会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、石垣市移住・定住支援協議会設置要綱(平成28年石垣市告示第130-2号)第6条第2項に基づき、石垣市移住・定住支援庁内協議会(以下「庁内協議会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 庁内協議会は、移住・定住支援に関し、専門の事項を調査及び検討する。

(組織)

第3条 庁内協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 庁内協議会に会長として副市長を、副会長として企画部長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長を務める。

2 庁内協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内協議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、庁内協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁を受けた日から施行する。

別表(第3条関係)

副市長	会長
企画部長	副会長
総務部長	委員
市民保健部長	〃
福祉部長	〃
農林水産部長	〃
建設部長	〃
教育部長	〃